

厚生労働省北海道労働局 発表
平成 28 年 6 月 17 日(金)

| | |
|---|---|
| 担 | 厚生労働省北海道労働局 職業安定部職業対策課 |
| 当 | 課長 森 眞 治 地方障害者雇用担当官 池 田 憲 浩 電話 (011) 709-2311 (内線3684) |

精神科医療機関とハローワークの 連携モデル事業の実施について

近年、ハローワークを通じた障害者の就職件数が増加し、特に精神障害者の就職件数が大きく伸びていることなどから、昨年度、北海道労働局では、精神障害者の就労支援に係る一層の充実・強化を図るため、精神科医療機関とハローワークが連携して就労支援の取り組みを行う「精神科医療機関とハローワークの連携モデル事業」を試行的に実施してきました。平成28年度からは、本モデル事業の対象者を拡大し、本格的に実施することとしましたのでお知らせします。

また、本モデル事業の実施にあたり、ハローワーク札幌（所長 玉置 靖）において、昨年度協定を締結した2医療機関(※)に加え、今年度新たに下記の医療機関とも協定を締結しましたので、併せてお知らせします。

記

1 今年度新たに協定を締結した医療機関（順不同）

- (1) 医療法人社団心劇会さっぽろ駅前クリニック（理事長 横山太範）
- (2) 医療法人耕仁会札幌太田病院（理事長 太田健介）
- (3) 医療法人北仁会幹メンタルクリニック（院長 齋藤利和）
- (4) 医療法人社団花水木札幌こころの診療所（理事長 中野育子）
- (5) 南平岸内科クリニック（院長 野呂浩史）

2. その他

本モデル事業は、北海道労働局（ハローワーク札幌）を含め、全国22の労働局で実施されます。

※ 昨年度協定を締結した2医療機関

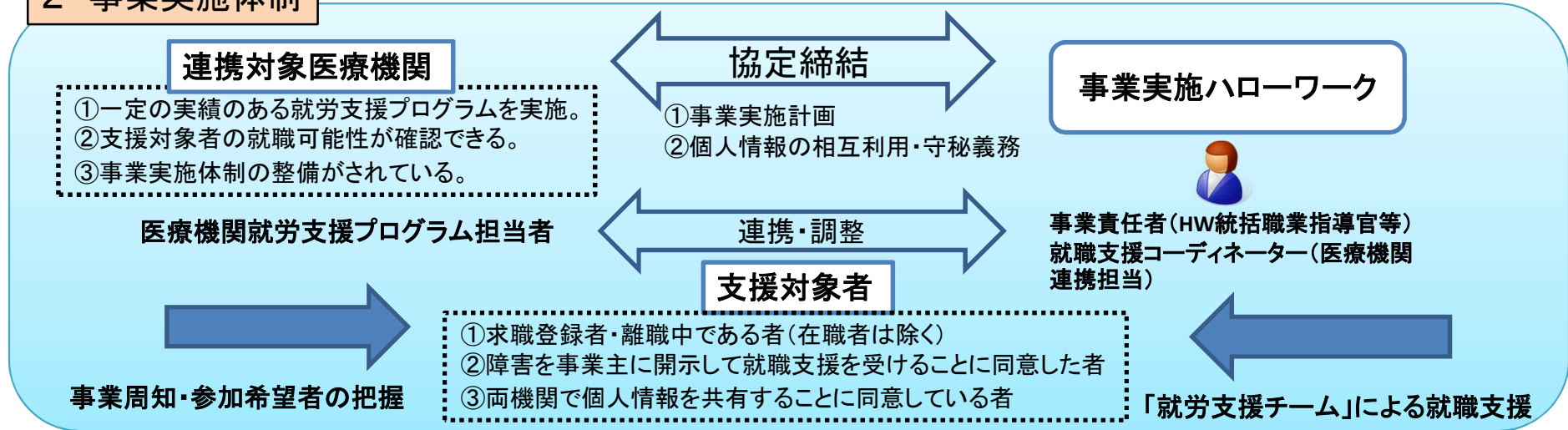
- 1 法人社団ほっとステーション大通公園メンタルクリニック（理事長 山田秀世）
- 2 医療法人社団楽優会札幌なかまの杜クリニック（理事長 吉田匡伸）

精神科医療機関とハローワークの連携モデル事業

1 目的

都市部のハローワークにおいて、就労支援プログラム等を実施する医療機関と連携したモデル事業を実施し、当該医療機関との信頼関係を構築するとともに、地域の他の医療機関に対してもハローワークでの取組状況について普及・啓発を図り、医療機関との連携を推進することとする。

2 事業実施体制



3 事業内容等

- 主治医等として医療機関の関与は継続。就労支援の観点から支援対象者を医療機関からハローワークに引き継ぐ。
- 支援方法については、「**チーム支援事業**」を活用し、支援期間は原則6ヶ月以内とする。
- 想定される支援内容は次のとおり。
 - ①職業相談・紹介、キャリアコンサルティング、就職ガイダンス(履歴書の書き方等)、職業訓練あっせん等の就労支援サービス
 - ②職場実習等の機会の積極的な提供
 - ③3ヶ月目と支援期間終了時に医療機関側の担当者を含めたケース会議の開催
 - ④職場定着支援等のフォローアップ支援の実施

4 実施労働局

北海道、青森、宮城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、岐阜、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、福岡、長崎、熊本及び鹿児島(22局)

精神科医療機関とハローワークの連携モデル事業におけるチーム支援

精神科医療機関の就労支援プログラムを利用し、就職を希望する障害者一人ひとりに対して、当該医療機関とハローワーク職員を中心として就労支援者がチームを結成し、就職から職場定着まで一貫した支援を実施する。

